

福岡県医発第 763 号 (総)

平成 17 年 7 月 15 日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 竹 嶋 康 弘



麻薬管理者の免許申請について

標記の件につきまして、福岡県保健福祉部より別添のとおり通知がまいりましたので、お送りいたします。

つきましては、麻薬管理者の免許申請については、十分ご留意いただきますよう貴会会員へ周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 毛利康茂

17薬第1568号
平成17年7月7日

社団法人福岡県医師会長 殿

福岡県保健福祉部薬務課長
(麻 薬 係)



麻薬管理者の免許申請について

薬務行政の推進につきましては、日頃より格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年度に入りまして麻薬診療施設における麻薬管理者不在の事例が多数発生しております。2人以上の麻薬施用者が診療に従事する麻薬診療施設の開設者は、麻薬及び向精神薬取締法第33条第1項に基づき、麻薬管理者1人を置かなければなりません。

つきましては、下記事項に留意の上、貴会員に対して周知していただきますようお願いいたします。

記

- 1 麻薬診療施設における麻薬施用者が1人から2人に増員するなど、麻薬施用者が2人以上となる場合には、新規に麻薬管理者の免許申請を事前に行うこと。
- 2 麻薬診療施設が個人から法人に変更されるなど、麻薬診療施設の開設者変更や移転の場合には、新規に麻薬管理者の免許申請を事前に行うこと。
- 3 麻薬診療施設における麻薬管理者が退職するなど、麻薬管理者が交代する場合には、新規に麻薬管理者の免許申請を事前に行うこと。

※麻薬施用者が1人だけの麻薬診療施設では、麻薬管理者を置く必要はありませんが、麻薬施用者自らが麻薬の管理を行わなければなりません。

【参考】

麻薬及び向精神薬取締法第33条第1項

2人以上の麻薬施用者が診療に従事する麻薬診療施設の開設者は、麻薬管理者1人を置かなければならない。但し、その開設者が麻薬管理者である場合は、この限りでない。

